

令和4年度 第1回日置市文化財保護審議会



伝永吉郷御仮屋鬼瓦（獅子口）

日時 令和4年8月31日（水）14：00～

場所 日置市中央公民館 1階 中ホール

会次第

1 開会

2 教育委員会あいさつ

3 協議

(1) 令和4年度文化財パトロールについて（報告）

(2) 県指定記念物（史跡）「美山薩摩焼窯跡」の現状変更等について
（報告）

(3) その他

5 閉会

日置市文化財保護審議会委員

任期 令和3年8月1日～令和5年7月31日

役職	氏名	住所
	石川みどり	日置市東市来町
副会長	楠生恭二	日置市東市来町
	竹之内麗子	日置市伊集院町
	帖佐秀人	日置市伊集院町
会長	西郷隆文	日置市日吉町
	早川良行	日置市日吉町
	池上成昭	日置市吹上町
	上田耕	南九州市知覧町

(地域別五十音順)

事務局名簿

《事務局》	役職	氏名
日置市教育委員会 社会教育課文化係 Tel. 099-248-9432 FAX. 099-273-3145	社会教育課長	立和名素大
	東市来支所教育振興課長	恒吉和正
	日吉支所教育振興課長	迫田多恵子
	吹上支所教育振興課長	山下和彦
	社会教育課文化係長	福留明博
	東市来支所教育振興課 社会教育係長	谷口英康
	日吉支所教育振興課長補佐 兼社会教育係長	堀 吉男
	吹上支所教育振興課 社会教育係長	並松正倫
	社会教育課文化係	瀧川哲哉
	社会教育課文化係	下小牧潤

1 令和4年度文化財パトロールについて（報告）

(1) 日吉地域 令和4年5月16日（月）9時30分

ア 日置 深固院跡（市指定史跡）

イ 日置 熊野神社（市指定史跡）

ウ 日置 大乘寺跡（市指定史跡）

エ 日置 ひよし歴史資料室（日吉支所内）

(2) 伊集院地域 令和4年5月17日（火）9時30分

ア 郡 泰定山広濟寺跡（未指定）

イ 下谷口 福寿山梅岳寺（未指定）

ウ 大田 一字治城跡（未指定・現 城山公園）

(3) 吹上地域 令和4年5月18日（水）9時30分

ア 和田 田中城跡（市指定）

イ 宮内 千本楠（市指定）

ウ 永吉 大辻石塔群（未指定）

エ 永吉 愛宝寺跡（未指定）

(4) 東市来地域 令和4年5月19日（木）9時30分

ア 美山 美山薩摩焼窯跡（県指定）

イ 養母 東市来町養母の田の神（県指定）

ウ 長里 島津立久公墓地跡（市指定）

エ 美山 大田原壘跡（周知の埋蔵文化財包蔵地範囲）

2 県指定記念物（史跡）「美山薩摩焼窯跡」の現状変更等について
（報告）

3 その他

周知の埋蔵文化財包蔵地（一字治城跡）の範囲変更について

○日置市文化財保護審議会条例

平成17年5月1日

条例第98号

(設置)

第1条 文化財の保存及び活用を適正に行うため、日置市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、日置市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。